

## 議案第33号

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会  
教 育 長 知久 孝之

(提案説明)

令和8年4月1日から、地域運営学校を新たな体制で実施するにあたり、世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正するため、本案を提出する。

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則  
 世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則（平成16年12月世田谷区  
 教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条  
 とし、同条の次に次の1条を加える。

（学校関係者評価）

第5条 協議会は、対象学校自らが行う学校運営の評価の透明性及び客観性を  
 向上させるため、世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教  
 育委員会規則第7号）第26条第2項に規定する学校関係者評価を行うもの  
 とする。

第6条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第  
 3号とし、同項第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号と  
 し、同条第2項中「10人以内」を「8人程度」に改め、同項ただし書中「1  
 6人」を「14人」に改める。

第7条（見出しを除く。）を次のように改める。

- 第7条 委員の任期は、2年とし、連続して2回まで任用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に掲げる者が委員となる場合  
 の任期は、2年とし、連続して4回まで任用することができる。
  - 3 委員が第1項又は前項に定める任期の間に前条第1項各号に規定する委員  
 たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠  
 くに至った日までとする。ただし、委員会が必要があると認めたときは、第  
 1項又は前項に定める任期とする。
  - 4 前項に定めるもののほか、委員が法第47条の5第2項第2号に規定する  
 委員たる要件を、当該委員の児童又は生徒の卒業によって欠くに至った場合  
 においては、当該委員の任期は、前条第1項第4号に該当する者として第1  
 項に定める任期とすることができる。
  - 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第7条の規定は、施行日以後に任命する委員の任  
 期について適用し、施行日前までに任命された委員の任期については、なお  
 従前の例による。

## 世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 平成16年12月28日世教委規則第18号</p> <p>改正</p> <p>平成22年11月26日世教委規則第16号 平成25年3月29日世教委規則第4号 平成29年3月31日世教委規則第11号 平成31年3月29日世教委規則第6号 令和2年3月24日世教委規則第17号 <u>令和8年3月●日世教委規則第●号</u></p> <p>世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する世田谷区学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置等)</p> <p><u>第2条</u> 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、世田谷区立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する</p>	<p>○世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 平成16年12月28日世教委規則第18号</p> <p>改正</p> <p>平成22年11月26日世教委規則第16号 平成25年3月29日世教委規則第4号 平成29年3月31日世教委規則第11号 平成31年3月29日世教委規則第6号 令和2年3月24日世教委規則第17号</p> <p>世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する世田谷区学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(呼称)</u></p> <p><u>第2条 協議会は、学校運営委員会と称する。</u></p> <p>(設置等)</p> <p><u>第3条</u> 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、世田谷区立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する</p>

改正後	改正前
<p>学校をいう。以下同じ。)の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>3 委員会は、協議会を置いたときは、その旨を、対象学校の校長に対して通知するとともに、告示するものとする。 (承認事項)</p> <p><u>第3条</u> 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の管理に関すること。 (2) 組織の編成に関すること。 (3) 配付予算の執行計画に関すること。 (学校運営等に関する意見の申出)</p> <p><u>第4条</u> 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用その他の任用に関することとする。</p> <p>2 協議会は、法第47条の5第6項の規定により委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により委員会若しくは東京都教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。 <u>(学校関係者評価)</u></p> <p><u>第5条</u> 協議会は、対象学校が自ら行う学校運営の評価の透明性及び客観性を向上させるため、<u>世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第26条第2項に規定する学校関係者評価を行うものとする。</u> (委員)</p> <p>第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。</p> <p>(1) 法第47条の5第2項第1号から第3号までに掲げる者</p>	<p>学校をいう。以下同じ。)の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>3 委員会は、協議会を置いたときは、その旨を、対象学校の校長に対して通知するとともに、告示するものとする。 (承認事項)</p> <p><u>第4条</u> 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の管理に関すること。 (2) 組織の編成に関すること。 (3) 配付予算の執行計画に関すること。 (学校運営等に関する意見の申出)</p> <p><u>第5条</u> 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用その他の任用に関することとする。</p> <p>2 協議会は、法第47条の5第6項の規定により委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により委員会若しくは東京都教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。</p> <p>(1) 法第47条の5第2項第1号から第3号までに掲げる者</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>学識経験者</u></p> <p>(3) <u>対象学校の校長</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、委員会が特に必要があると認める者</u></p> <p>2 委員の数は、<u>8人程度</u>とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、<u>14人以内</u>において必要な数とすることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 委員の任期は、<u>2年とし、連続して2回まで任用することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に掲げる者が委員となる場合の任期は、2年とし、連続して4回まで任用することができる。</u></p> <p>3 <u>委員が第1項又は前項に定める任期の間に前条第1項各号に規定する委員たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠くに至った日までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、第1項又は前項に定める期間とする。</u></p> <p>4 <u>前項に定めるもののほか、委員が法47条の5第2項第2号に規定する委員たる要件を、当該委員の児童又は生徒の卒業によって欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、前条第1項第4号に該当する者として第1項に定める任期とすることができる。</u></p> <p>5 <u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(2) <u>対象学校に就学予定の幼児又は児童の保護者</u></p> <p>(3) <u>対象学校を卒業した者</u></p> <p>(4) <u>学識経験者</u></p> <p>(5) <u>対象学校の校長</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる者のほか、委員会が特に必要があると認める者</u></p> <p>2 委員の数は、<u>10人以内</u>とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、<u>16人以内</u>において必要な数とすることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 委員の任期は、<u>2年以内とし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 <u>委員が前項の任期の間に前条第1項各号に規定する委員たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠くに至った日までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、通算して8年を超えることができない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(免職)</p> <p>第8条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。</p> <p>(1) 職務実績が良くないとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(3) 委員としてふさわしくない非行のあったとき。</p> <p>(4) 会議の正常な運営に協力しないとき。</p> <p>2 委員会は、前項各号の規定により委員の職を免じたときは、その旨及び理由を書面により委員の職を免ぜられた者に通知しなければならない。</p> <p>(委員の辞任)</p> <p>第8条の2 委員は、心身の故障その他の理由により辞職しようとするときは、その旨を書面により委員会に申し出なくてはならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条の3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第9条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。この場合において、対象学校の校長は、委員長となることができない。</p> <p>2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 協議会は、委員長が招集する。</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開</p>	<p>(免職)</p> <p>第8条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。</p> <p>(1) 職務実績が良くないとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(3) 委員としてふさわしくない非行のあったとき。</p> <p>(4) 会議の正常な運営に協力しないとき。</p> <p>2 委員会は、前項各号の規定により委員の職を免じたときは、その旨及び理由を書面により委員の職を免ぜられた者に通知しなければならない。</p> <p>(委員の辞任)</p> <p>第8条の2 委員は、心身の故障その他の理由により辞職しようとするときは、その旨を書面により委員会に申し出なくてはならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条の3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第9条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。この場合において、対象学校の校長は、委員長となることができない。</p> <p>2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 協議会は、委員長が招集する。</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開</p>

改正後	改正前
<p>くことができない。</p> <p>2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第12条 協議会は、必要があると認めたときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この規則の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。</p> <p>2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までに指定学校の指定の期間を更新する場合におけるその期間については、第5条第1項の規定にかかわらず、4年以内において委員会が定める期間とする。</p> <p>附 則 (平成22年11月26日世教委規則第16号) この規則は、平成22年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年3月29日世教委規則第4号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年3月31日世教委規則第11号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の第4条の規定により世田谷区学校運営協議会を置く小学校又は中学校として指定された学校は、改正後の第3条の規定により世田谷区学校運営協議会を置い</p>	<p>くことができない。</p> <p>2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第12条 協議会は、必要があると認めたときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この規則の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。</p> <p>2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までに指定学校の指定の期間を更新する場合におけるその期間については、第5条第1項の規定にかかわらず、4年以内において委員会が定める期間とする。</p> <p>附 則 (平成22年11月26日世教委規則第16号) この規則は、平成22年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年3月29日世教委規則第4号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年3月31日世教委規則第11号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の第4条の規定により世田谷区学校運営協議会を置く小学校又は中学校として指定された学校は、改正後の第3条の規定により世田谷区学校運営協議会を置い</p>

改正後	改正前
<p>た学校とみなす。</p> <p>附 則（平成31年 3 月29日世教委規則第 6 号） この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 2 年 3 月24日世教委規則第17号） この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和 8 年 3 月●日世教委規則第●号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から</u> <u>施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u> <u>2 この規則による改正後の第 7 条の規定は、施行日以後に任命す</u> <u>る委員の任期について適用し、施行日前までに任命された委員の</u> <u>任期については、なお従前の例による。</u></p>	<p>た学校とみなす。</p> <p>附 則（平成31年 3 月29日世教委規則第 6 号） この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 2 年 3 月24日世教委規則第17号） この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>